

入 札 説 明 書

1 入札方法

入札は、一般競争入札とし、入札者は、契約条項その他関係書類及び現場を熟知の上、入札書を1件ごとに作成して封書にし、入札日の当日に提出すること。

なお、郵便による入札は、認めない。

2 代理入札

代理人をもって入札に参加することもできるが、その場合は委任状を提出すること。

3 入札保証金

入札保証金は、入札開始前に入札予定金額（消費税及び地方消費税込み）の100分の5以上の現金、銀行又は契約担当者が確実に認める金融機関振り出しの小切手又は支払保証をした小切手（入札日から起算して5日以内に発行されたもので、振出地が宮崎県内のものに限る。）、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約書をもって納入又は提出すること。

なお、この入札保証金は、落札しなかった者には即時返還し、落札した者の分のうち、現金については、契約保証金の一部に充当する。

4 入札上の留意事項

(1) 入札は、ペン書きとし記名押印のないものは無効とする。

(2) 入札者は、一度提出した入札書を引換え変更又は取り消すことはできない。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の8に相当する金額を加算した額（1円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

5 落札者の決定

入札は、県算定価格以上の最高入札者をもって落札者とし、同価格入札者があった場合は、くじで決める。

6 売買契約締結期限

落札者は、落札決定の日から起算して10日以内に契約を結ぶこと。

なお、落札者が、期限内に契約を結ばないときは、入札保証金は県に帰属する。

また、その事実があった後2年間、その者は県営林一般競争入札に参加できない。

7 契約保証金

契約保証金は、契約額の100分の10以上の現金若しくは直ちにかつ確実に現金化できる有価証券又は保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約書をもって納入又は提出すること。

8 入札保証金の取扱い

落札者の入札保証金のうち現金については、契約保証金の一部に充当する。

9 代金の納入

代金の納入については、別に定める方法による。

10 物件の引渡し

物件の引渡しは、代金完納後現地において行うものとする。

ただし、延納の特約をした場合は担保物件を提供した後に行う。

11 物件の搬出期限

搬出期限は、契約の日から3年間とする。ただし、3号物件については4年間とする。

12 伐採の条件等

(1) 県が指示したものについて、伐採するものとする。

(2) 作業道を開設する場合は、線形等について事前に土地所有者及び県に協議すること。

(3) 対象地が保安林の場合は、土地所有者と協議の上、保安林の指定施業要件に従って伐採許可申請及び作業許可申請を行い、許可後に着手すること。

(4) 対象地が普通林の場合は、土地所有者と協議の上、市町村森林整備計画に従って伐採及び伐採後の造林の届出書を提出し、適合通知書又は確認通知書の発行後に着手すること。

なお、伐採及び伐採後の造林の届出書の提出に当たっては、土地所有者と連名で、伐採に着手する90日から30日前までに対象地の属する市町村へ提出すること。

(5) 現地で発生した枝条等については、先山に帰すなど、林地被害が発生しないよう整理すること。

13 その他

前項に定めるもののほか、宮崎県財務規則並びに宮崎県営林林産物売払規程を守ること。

14 入札用紙等

入札に要する入札書及び封書については、県で交付する。

15 入札日の携行品について

(1) 買受人本人が参加の場合 入札保証金及び印鑑（印鑑証明書と同じ印鑑）

(2) 代理人が参加の場合 入札保証金、委任状及び印鑑（委任状と同じ印鑑）